



技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて

令和6年3月27日 令和5年度 建設分野技能実習に関する事業協議会

出入国在留管理庁
在留管理支援部在留管理課
Immigration Services Agency

ワンストップ申請手数料の徴収の基本的な流れ

- レベル判定の申請手数料は4,000円が原則（団体によっては4,500円）
- ワンストップ申請により白カード発行が不要となることに伴い、通常の能力評価手数料4,000円からカード発行等手数料1,000円を減額してはどうか。

<非ワンストップ申請>

【申請手数料支払者】

申請者（事業者）

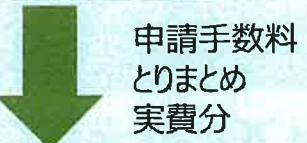
支払い申請料
4,000円



【申請手数料振込先】

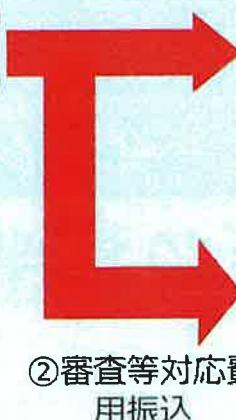
協議会事務局（建専連）

申請手数料とりまとめ
@4,000円×全体申請数



協議会事務局（建専連）

事務局経費
@1,200円分/申請



【対応費用振込先】

振興基金

カード発行等手数料分等
(@1,300円/申請)

・上記費用×全体申請数

各能力評価実施団体

申請審査手数料
@1,500円/申請

・上記費用×（各団体の）申請分

<ワンストップ申請>

【申請手数料支払者】

申請者（事業者）

支払い申請料
3,000円



【申請手数料振込先】

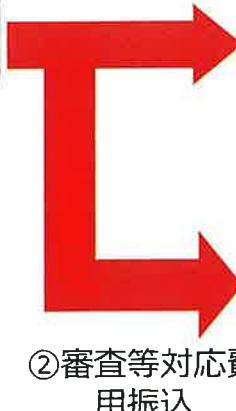
協議会事務局（建専連）

申請手数料とりまとめ
@3,000円×全体申請数



協議会事務局（建専連）

事務局経費
@1,200円分/申請



【対応費用振込先】

振興基金

カード発行等手数料分等
(@300円/申請)

・上記費用×全体申請数

各能力評価実施団体

申請審査手数料
@1,500円/申請

・上記費用×（各団体の）申請分

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年内に施行（注1））
(注1) 準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「育成就労産業分野」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「育成就労」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認めること。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」（育成就労法）に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「監理支援機関」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「外国人育成就労機構」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

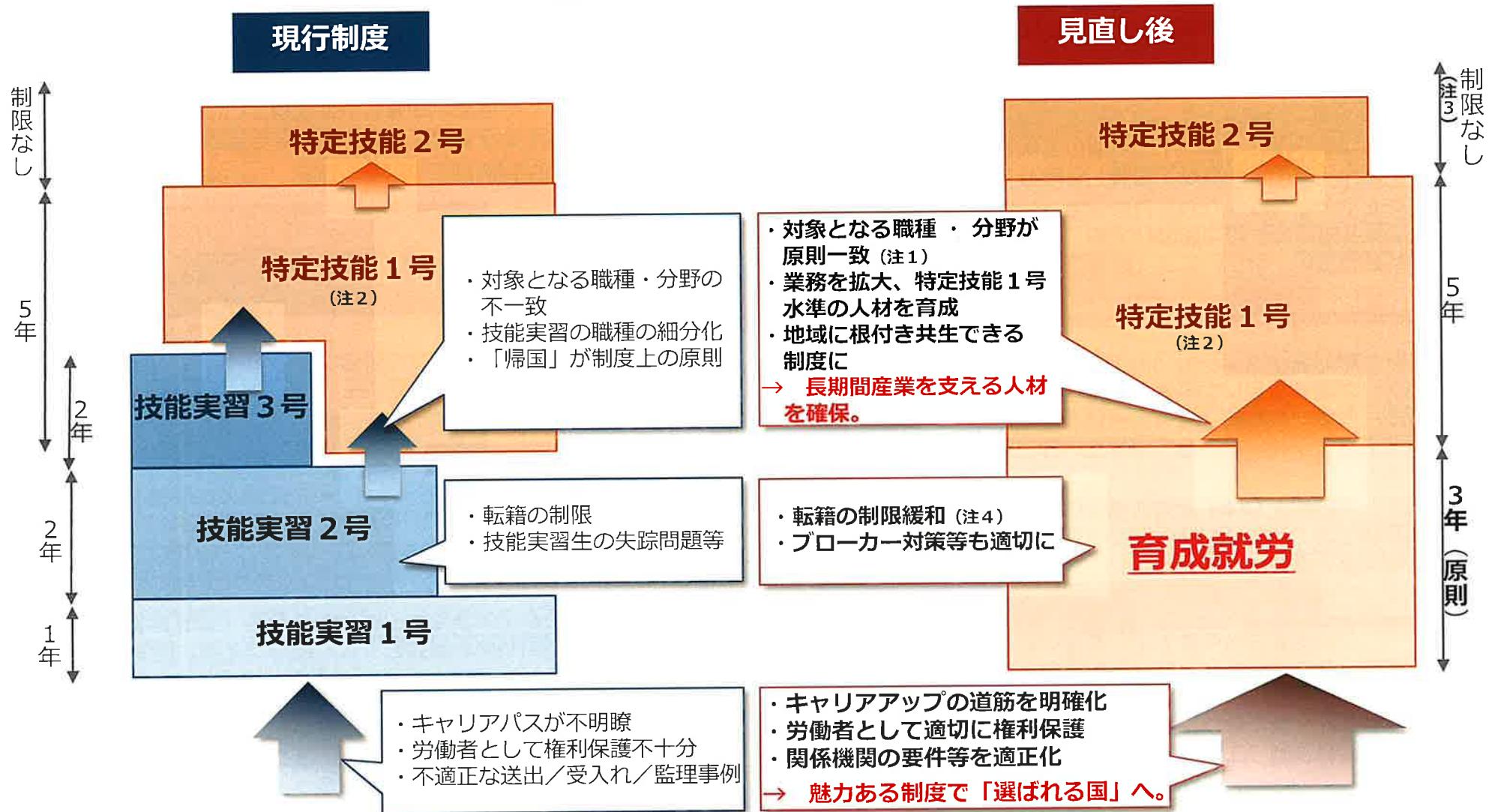
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成労制度の受け入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、
国内での育成になじまない分野は育成労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、
当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。
90

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

特定技能外国人受け入れに係る会員証明書 支部別発行状況

No.	支部	会員社数	No.	支部	会員数社数
1	北海道	8	19	滋賀県	1
2	岩手県	3	20	京都府	1
3	宮城県	1	21	大阪府	10
4	山形県	1	22	兵庫県	1
5	福島県	3	23	島根県	1
6	茨城県	1	24	岡山県	1
7	栃木県	1	25	広島県	2
8	群馬県	1	26	山口県	2
9	埼玉県	6	27	香川県	1
10	千葉県	1	28	高知県	1
11	東京都	16	29	福岡県	3
12	神奈川県	10	30	熊本県	2
13	新潟県	1	31	大分県	1
14	富山県	6	32	宮崎県	3
15	福井県	3	33	鹿児島県	2
16	長野県	1	34	沖縄県	3
17	静岡県	1	計		106
18	愛知県	7			

特定技能 代行収納状況 (2024年3月末日時点在籍分)

50社 81名

(参考) 技能実習生 在籍状況 (2023年9月1日現在 実態調査より)

281社 1,194名